

**第3期
庄内町
地域福祉計画**

令和4年3月

庄内町

目 次

第1章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	4
3 計画の基本目標	4
4 計画の期間	4
5 計画の策定	5
6 計画の位置づけ	5
7 SDGs(持続可能な開発目標)	8
8 地域福祉計画の進行管理	9

第2章 本町の現状と課題

1 人口と世帯数の推移	10
2 人口動態	11
3 高齢者の状況	12
4 障がい者の状況	15
5 子どもの状況	17
6 生活保護の状況	20
7 第2期計画における重点施策の取組状況	22

第3章 計画の体系

1 計画の体系	28
---------	----

第4章 計画実現のための推進体制

1 住民の役割	29
2 地域の役割	29
3 行政の役割	30

第5章 基本目標の実現のための具体的施策

1 地域福祉づくりへの主体的な住民参加	31
2 地域における活発な福祉ネットワークの構築	34
3 総合的で包括的な支援体制の整備	38

資 料

1 用語の説明	42
2 庄内町保健医療福祉推進委員会委員名簿	45
3 計画策定の主な経過	46

第 1 章 計画策定の基本的考え方

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の背景

わが国の人口は、令和 35 年には 1 億人を割って 9,924 万人となる予測です。(国立社会保障・人口問題研究所 平成 29 年推計)。

また、人口減少に加えて少子・高齢化の進行も加速しており、令和 7 年には、戦後もない第一次ベビーブーム期に生まれた、いわゆる“団塊の世代”が後期高齢者(75 歳以上)の年齢に達し、医療や介護などの社会保障費の急増が懸念されるため、国ではさまざまな方針を立てて都道府県や地方自治体に対策を呼びかけています。

さらに、令和 22 年には、我が国の人口は 1 億 1,091 万人になり、65 歳以上の高齢者が総人口の約 3 割に達し、1.5 人の現役世代(15~64 歳)が 1 人の高齢世代(65 歳以上)を支えることが予想されています。

地域では、社会的な孤立などの影響により、虐待、ひきこもり、貧困などの問題が生じ、個人や世帯で複数の問題を抱えるなど複雑化しています。また、「制度の狭間」や「社会的孤立」に対する課題が浮き彫りとなっており、さらには、自然災害及び新型コロナウイルス感染症への対策がより一層重要となり、地域住民の安全性を確保したうえでの地域活動の促進が求められます。

これまでの福祉では、高齢者・障がい者・児童など、対象ごとの施策の充実が図られてきましたが、このような社会情勢の中で、公的な支援は「縦割り」から「包括的」に取り組むことへの重要性が高まっています。そして、制度、分野の枠や「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、お互いが助け合いながら暮らしていくことができるよう、地域や社会を包み込む「コミュニティ」と、地域や社会をともに創ることを理念とする「地域共生社会」の実現を目指すことが、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」となります。

これらを踏まえ、新型コロナウイルス感染症対策が求められる中、「第 2 期庄内町地域福祉計画(平成 29 年度~令和 3 年度)」での基本理念を継承しながらも、「第 2 次庄内町総合計画後期基本計画(令和 3 年度~令和 7 年度)」における地域福祉の施策に対応しうよう「第 3 期庄内町地域福祉計画(令和 4 年度~令和 8 年度)」を策定します。

(2) 地域福祉とは

「地域福祉」とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられるよう、人と人をつなぎ、支え合い、助け合うための取組です。

地域福祉には、自分や家族が日頃から緊急時に向けて備えたい、健康づくりや自立意

識、主体的な社会参加意識をもつ「自助」。隣近所同士で挨拶を交わしたり、気遣ったりする関係性づくりや自治会などの地域の活動に関わるなど地域における助け合いと支え合いによる「共助」。町や県、国などの公的機関によるサービスの供給体制の構築からなる「公助」。この3つがそれぞれバランスよく連動してすることが重要です。

そして、困ったときに助け合う「顔の見える関係づくり」と、お互いを認め合い支え合う「地域共生社会」の実現を目指し、住民、地域、行政が協力・連携して推進する取組みを意味しています。

(3) 地域共生社会とは

「地域共生社会」の実現は、今後の福祉改革を貫く「基本コンセプト」とされ、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や、『「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）にもとづいて、2020年代初頭の全面展開に向けた施策の実施・検討と取組などが図られています。

「地域共生社会」

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をもとに創っていく社会（平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定）

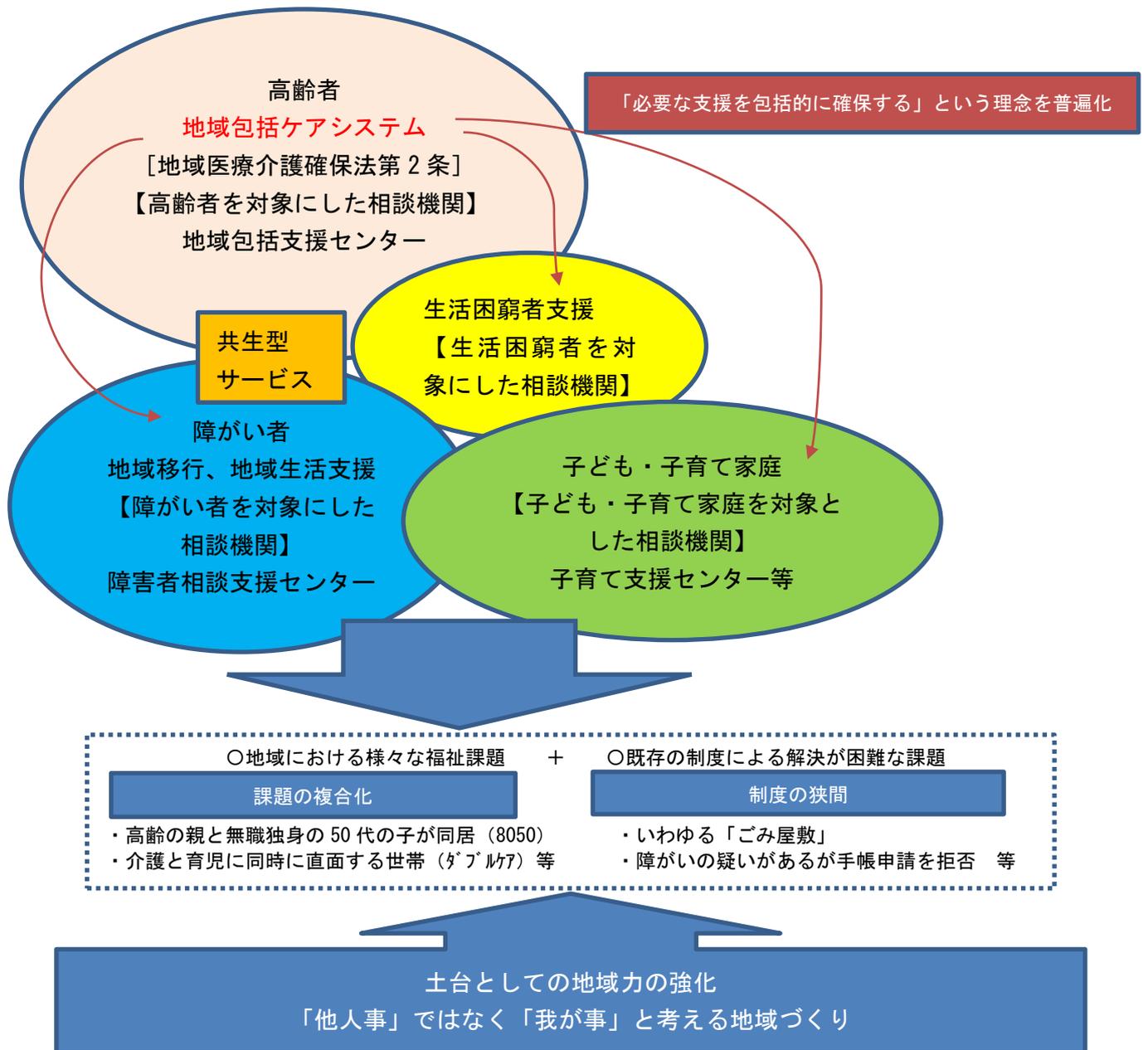
「地域共生社会の理念」

制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方（令和元年12月26日 厚生労働省「地域共生社会推進検討会」最終とりまとめ）

(4) 地域共生社会の実現に向けた包括的な支援

地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制については、高齢者を対象とする「地域包括ケアシステム」における「必要な支援を包括的に確保する」という理念を普遍化し、高齢者のみならず、障がい者、子ども・子育て家庭、そして生活困窮者支援など、生活上の困難を抱える地域住民への包括的な支援体制とするものと考えられます。そして、その土台として「地域力の強化」が位置付けられていることに留意する必要があります。

庄内町における地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制



【資料】厚生労働省「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制」を基に作成

2 計画の基本理念

第2次庄内町総合計画後期基本計画の基本目標に基づき、『健やかでやさしい健康・福祉のまちづくり』とし、第2期庄内町地域福祉計画の基本理念を継承し、副題として『地域力を強化し、安心して暮らせるまち』を加え、本計画の基本理念とします。

健やかでやさしい 健康・福祉のまちづくり

～地域力を強化し、安心して暮らせるまち～

3 計画の基本目標

基本理念の実現に向け、次の3項目を基本目標として定め、施策を推進していきます。

1 地域福祉づくりへの主体的な住民参加

住民一人ひとりの地域福祉に対する意識を高め、地域の福祉課題の解決に向けて、地域が連携し、地域力の強化を図っていきます。

2 地域における活発な福祉ネットワークの構築

地域課題を解決するために、隣近所同士から、保育園・幼稚園と小・中学校の連携、町や関係機関との連携により、協議を行うための場づくりや環境づくりに取り組みます。

3 総合的で包括的な支援体制の整備

福祉分野を横断的に捉え、子ども・子育てや高齢者、障がい者などに関わらず、相談内容に応じた関係窓口へつながる相談支援体制を強化します。

4 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

また、国・県の動向、社会情勢等の変化により、新たな施策の取組みや計画の見直しが必要となった場合には、柔軟に対応するものとします。

5 計画の策定

この計画の策定にあたっては、住民の参画と協働に配慮して行うこととします。

具体的には、庄内町保健医療福祉推進委員会に諮問し、各個別計画において、関係団体からの意見の聞き取り等をとおして調整をはかり、当該委員会の答申を得て策定することとします。

6 計画の位置づけ

この計画は、庄内町総合計画と整合性を図りながら、住民の役割、地域の役割、行政の役割はどうあるべきか、地域福祉を総合的かつ計画的に推進するため、高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画、障がい者計画、障がい福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、母子保健計画、健康しようない21計画、自殺対策計画等の個別計画を地域福祉という視点で、共通する理念や活用できる施策を横断的に結び総合化した計画となります。

また、今回の計画は、庄内町社会福祉協議会が、住民参加のもとに住民主体で実践する福祉活動を計画した「庄内町地域福祉活動計画」を「庄内町地域福祉計画・庄内町地域福祉活動計画（第3期）」として一体的に策定し、住民、地域、行政がそれぞれの役割により連携・協働をより強固にしていきます。

参 考

社会福祉法（抜粋）

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進にあたっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要と

する地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題(以下「地域生活課題」という。)を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関(以下「支援関係機関」という。)との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(包括的な支援体制の整備)

第 106 条の 3 市町村は、次条第 2 項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- (1) 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
- (2) 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策
- (3) 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

(重層的支援体制整備事業)

第 106 条の 4 市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため、前条第 1 項各号に掲げる施策として、厚生労働省令で定めるところにより、重層的支援体制整備事業を行うことができる。

2 前項の「重層的支援体制整備事業」とは、次に掲げるこの法律に基づく事業及び他の法律に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいう。

- (1) 地域生活課題を抱える地域住民及びその家族その他の関係者からの相談に包括的に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言、支援関係機関との連絡調整並びに高齢者、障害者等に対する虐待の防止及びその早期発見のための援助その他厚生労働省令で定める便宜の提供を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業
 - イ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事業
 - ロ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 3 号に掲げる事業
 - ハ 子ども・子育て支援法第 59 条第 1 号に掲げる事業

ニ 生活困窮者自立支援法第 3 条第 2 項各号に掲げる事業

(2) 地域生活課題を抱える地域住民であつて、社会生活を円滑に営む上での困難を有するものに対し、支援関係機関と民間団体との連携による支援体制の下、活動の機会の提供、訪問による必要な情報の提供及び助言その他の社会参加のために必要な便宜の提供として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(3) 地域住民が地域において自立した日常生活を営み、地域社会に参加する機会を確保するための支援並びに地域生活課題の発生防止又は解決に係る体制の整備及び地域住民相互の交流を行う拠点の開設その他厚生労働省令で定める援助を行うため、次に掲げる全ての事業を一体的に行う事業

イ 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項第 2 号に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの

ロ 介護保険法第 115 条の 45 第 2 項第 5 号に掲げる事業

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 77 条第 1 項第 9 号に掲げる事業

ニ 子ども・子育て支援法第 59 条第 9 号に掲げる事業

(4) 地域社会からの孤立が長期にわたる者その他の継続的な支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、訪問により状況を把握した上で相談に応じ、利用可能な福祉サービスに関する情報の提供及び助言その他の厚生労働省令で定める便宜の提供を包括的かつ継続的に行う事業

(5) 複数の支援関係機関相互間の連携による支援を必要とする地域住民及びその世帯に対し、複数の支援関係機関が、当該地域住民及びその世帯が抱える地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制を整備する事業

(6) 前号に掲げる事業による支援が必要であると市町村が認める地域住民に対し、当該地域住民に対する支援の種類及び内容その他の厚生労働省令で定める事項を記載した計画の作成その他の包括的かつ計画的な支援として厚生労働省令で定めるものを行う事業

(市町村地域福祉計画)

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

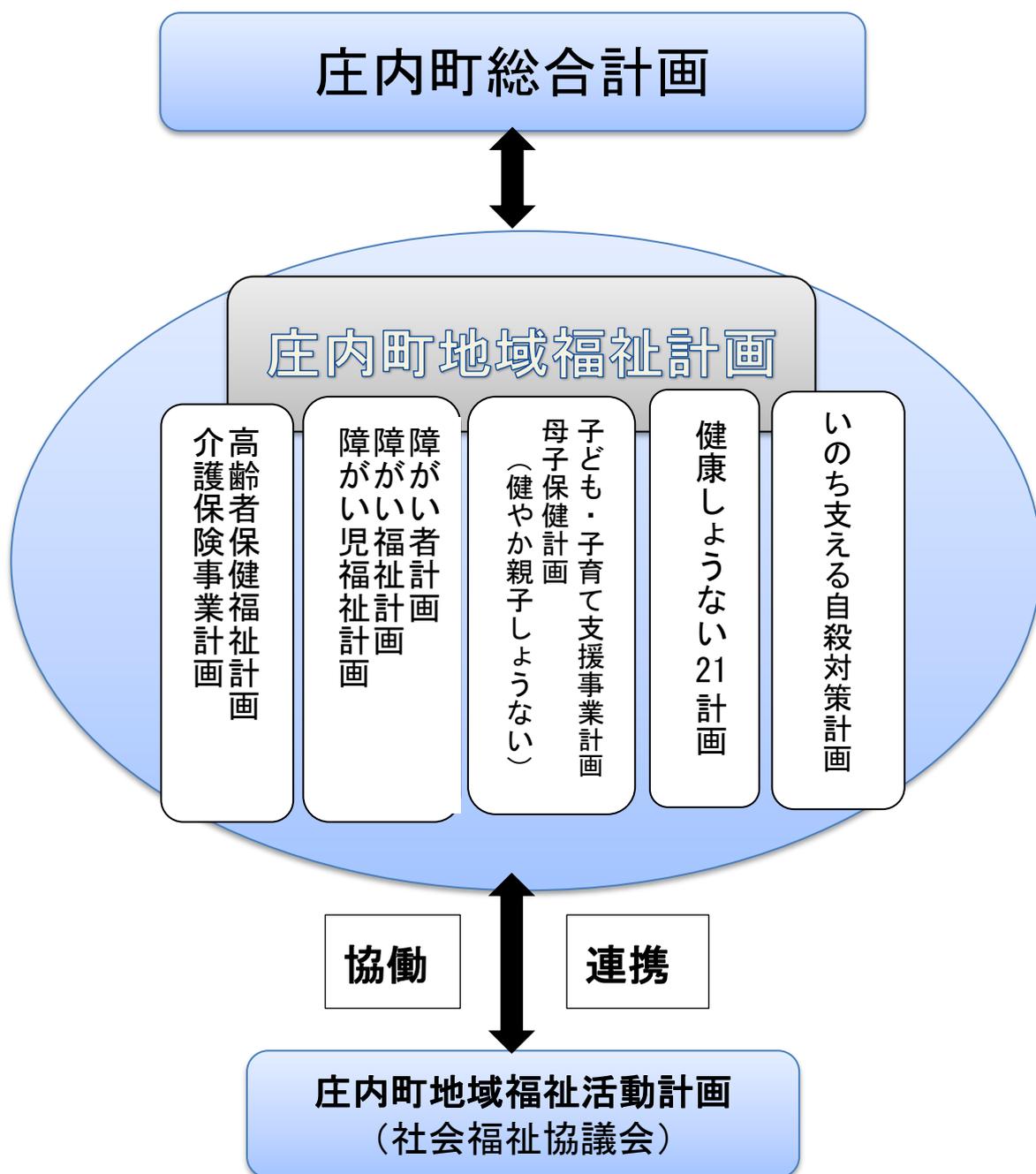
(1) 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

(2) 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

(3) 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

(4) 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(5) 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



7 SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs (持続可能な開発目標) とは、「Sustainable Development Goals」の略称で、平成 27 年 9 月の国連サミットにおいて採択され、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、平成 28 年から令和 12 年までの 15 年間の行動目標です。

17 の目標、169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない (leave no one behind)」ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

第2次庄内町総合計画後期基本計画の目標「健やかでやさしい健康・福祉のまち」では、17の目標の中から「1 貧困をなくそう」、「2 飢餓をゼロに」、「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「5 ジェンダー平等を実現しよう」、「6 安全な水とトイレを世界中に」、「8 働きがいも経済成長も」、「10 人や国の不平等をなくそう」、「11 住み続けられるまちづくりを」、「16 平和と公正をすべての人に」の10の目標を関連があるものとして掲げており、本計画においても目標達成に向けた取組みを推進します。

8 地域福祉計画の進行管理

本計画は、関係する各部署や関係機関・団体と協議し、関係する各個別計画における進行管理とあわせて、進捗状況や課題を把握し、問題の解決策の検討を行う等、計画の進行管理を行うものとします。

第 2 章 本町の現状と課題

1 人口と世帯数の推移

国勢調査でみる総人口は、年々減少傾向にあり、令和 2 年には 20,160 人となっており、男性が 9,631 人、女性が 10,529 人となっています。世帯数は、平成 17 年をピークに減り続け、令和 2 年には 6,647 世帯で、一世帯あたりの人員は 3.03 人になっており、核家族化が一層進行しています。

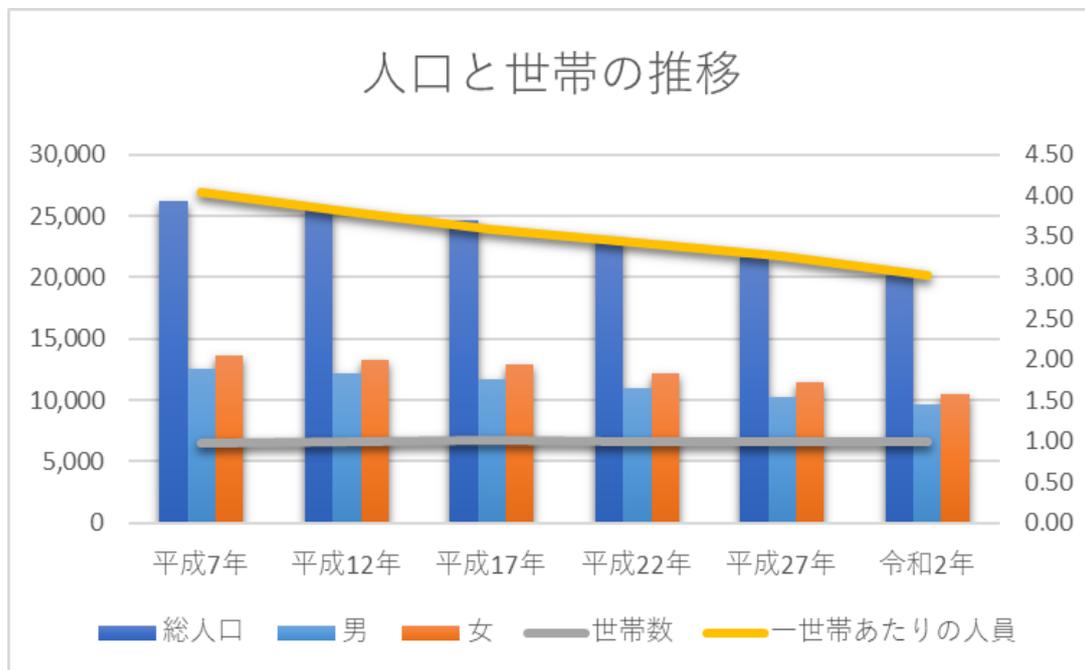
【人口と世帯の推移】

(総人口・人員の単位は人、世帯数の単位は世帯)

区分	平成 7 年	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	26,251	25,489	24,677	23,158	21,666	20,151
男	12,557	12,217	11,747	10,954	10,255	9,636
女	13,694	13,272	12,930	12,204	11,411	10,515
世帯数	6,449	6,655	6,756	6,648	6,637	6,650
一世帯あたりの人員	4.04	3.80	3.59	3.42	3.26	3.03

資料：国勢調査

各年 10 月 1 日現在



国勢調査でみる年齢 3 区分人口は、0～14 歳と 15～64 歳は減少傾向が続き、特に 0～14 歳は平成 7 年の 4,257 人に比べると令和 2 年では 2,161 人で、2,096 人の減少となっています。一方、65 歳以上は年々増加しており、平成 7 年の 5,595 人に比べると令和 2 年では 7,578 人で 1,983 人の増加となっています。

また、高齢化率も年々上昇し、令和 2 年には 37.7% となり、約 2.7 人に 1 人が 65 歳

以上の高齢者となっています。

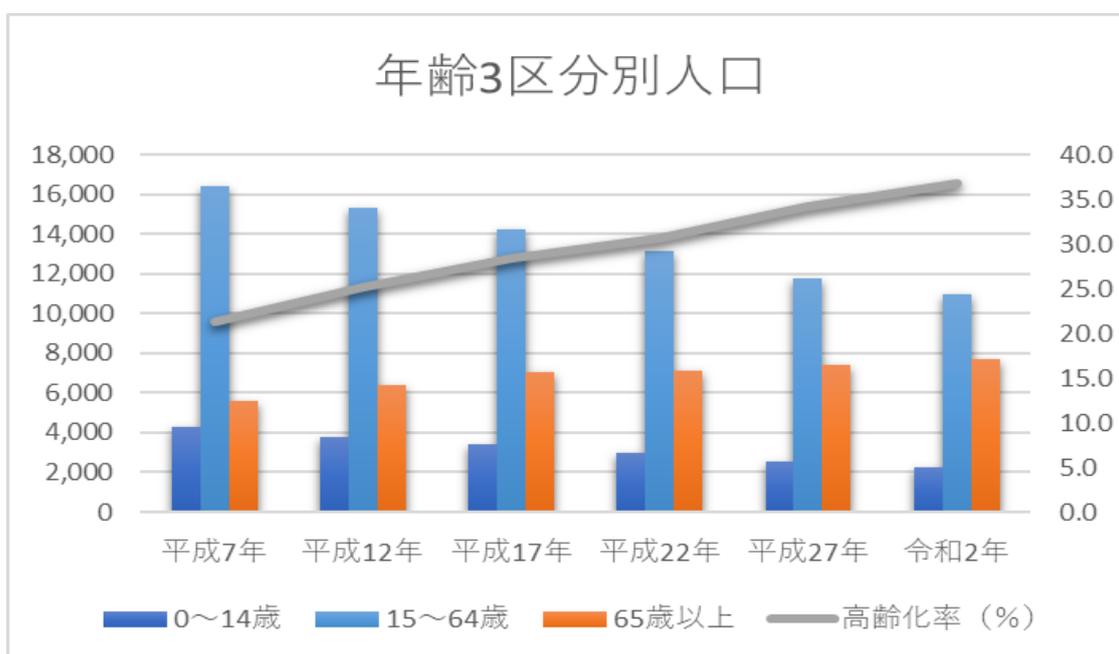
【年齢3区分別人口】

(単位：人)

区分	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳	4,257	3,785	3,404	2,968	2,518	2,161
15～64歳	16,399	15,305	14,257	13,111	11,742	10,362
65歳以上	5,595	6,386	7,012	7,079	7,404	7,578
高齢化率 (%)	21.3	25.1	28.4	30.6	34.2	37.7

資料：国勢調査

各年10月1日現在



2 人口動態

自然動態は、平成26年以降死亡者数が出生数を上回っており、令和2年には出生数90人、死亡数305人で自然動態はマイナス215人となっています。

社会動態は、転入が平成27年をピークに減少しています。一方、転出者数は増減を繰り返していますが、いずれの年も転出数が転入数を上回っているため、社会動態は、マイナスとなっています。

【自然動態】

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
出生	137	117	128	135	134	99	90
死亡	323	330	336	339	298	330	305
増減	△186	△213	△208	△204	△164	△231	△215

資料：山形県統計企画課

各年は前年10月1日～当年9月30日まで

【社会動態】

(単位：人)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
転入	492	512	466	455	455	455	446
転出	527	554	504	551	564	624	524
増減	△35	△42	△38	△96	△109	△169	△78

資料：山形県統計企画課

各年は前年 10 月 1 日～当年 9 月 30 日まで

3 高齢者の状況

(1) 一人暮らし高齢者・高齢夫婦世帯の状況

一人暮らし高齢者及び高齢夫婦世帯数はともに増加傾向にあり、高齢夫婦世帯は令和 2 年では 728 世帯となり、一人暮らしの高齢者はより増加率が高く 860 人まで増えています。

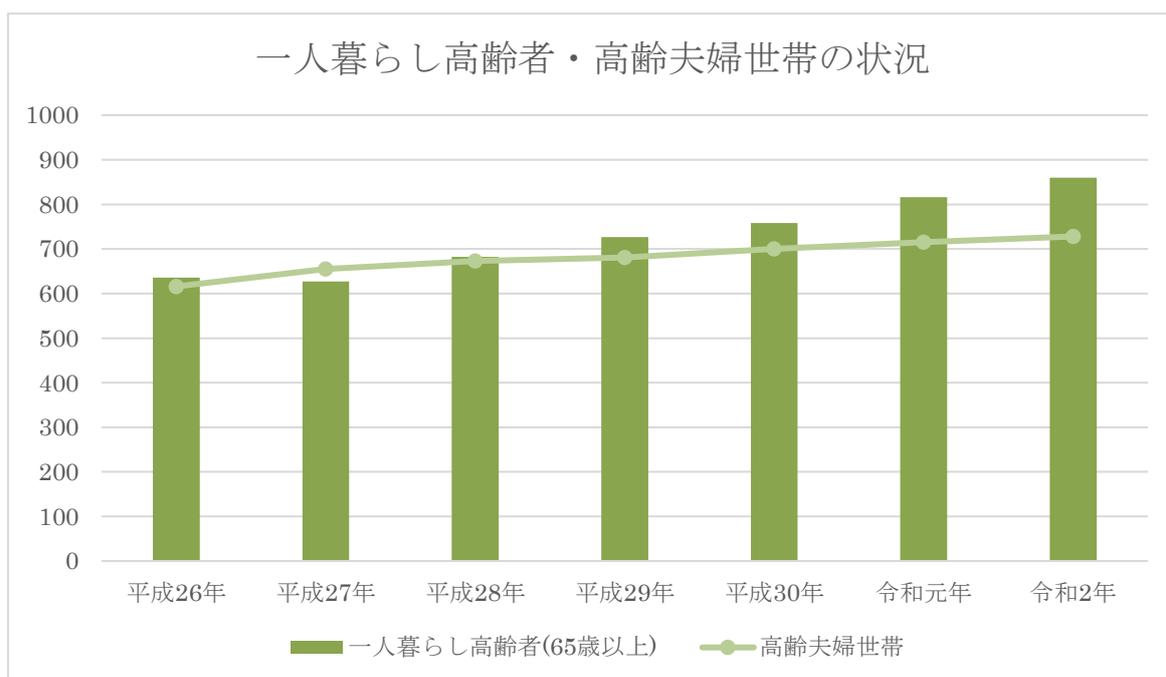
【一人暮らし高齢者・高齢夫婦世帯の状況】

(一人暮らし高齢者の単位は人、高齢夫婦世帯の単位は世帯)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
一人暮らし高齢者 (65 歳以上)	636	627	682	727	758	816	860
高齢夫婦世帯	616	655	673	681	700	715	728

資料：保健福祉課

各年 4 月 1 日現在



(2) 要支援・要介護認定者の状況

令和2年度末現在、介護保険の第1号被保険者は7,681人、うち要支援・要介護認定者数は1,372人で、高齢者人口の17.9%となっており、高齢者の人口の増加とともに、増加傾向で推移しています。

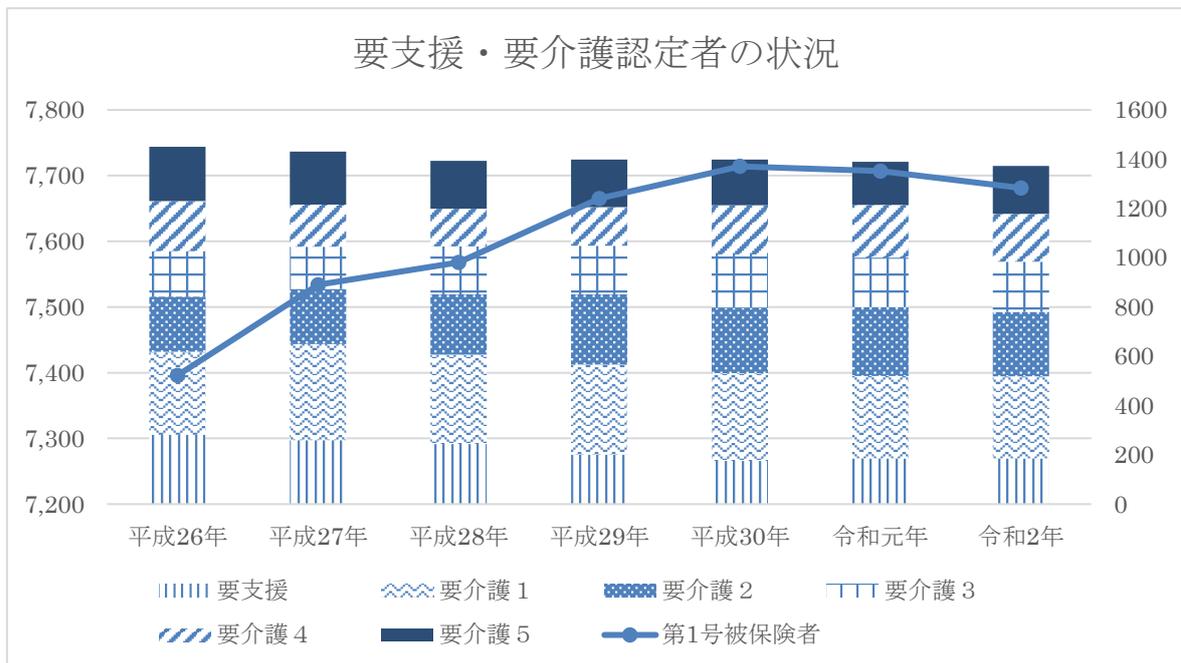
【要支援・要介護認定者の状況】

(単位：人)

区分	第1号被保険者	要支援・要介護認定者数						
		総数	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
平成26年	7,396	1,450	282	337	224	184	203	220
平成27年	7,534	1,431	259	390	225	171	171	215
平成28年	7,568	1,393	244	363	245	194	153	194
平成29年	7,665	1,399	201	366	285	196	158	193
平成30年	7,714	1,398	175	357	264	217	200	185
令和元年	7,707	1,390	185	335	280	201	214	175
令和2年	7,681	1,372	186	333	261	204	194	194

資料：保健福祉課

各年度末現在



(3) 地域包括支援センターの相談件数

高齢者本人やその家族介護者、地域・医療機関等からの相談で多いものは、介護申請・施設入所等に関する相談、次いで介護予防・健康・医療等に関する相談、実態把握等となっています。本や家族の認知症、高齢者と同居する家族の障がい、生活困窮等複合的な課題を抱える相談が増加しており、多岐にわたる支援を必要とする傾向となっています。

す。

【地域包括支援センターにおける相談状況】

(単位：件)

区分	相談区分		相談方法			
	新規	継続	電話	来所	訪問	その他
平成 26 年	545	4,592	2,360	377	1,925	475
平成 27 年	670	4,496	2,339	378	1,820	629
平成 28 年	976	4,161	2,489	421	1,534	693
平成 29 年	424	1,158	743	234	453	152
平成 30 年	352	2,000	1,183	244	645	280
令和元年	345	2,399	1,434	279	753	278
令和 2 年	275	1,705	973	273	620	94

資料：地域包括支援センター

各年度末の数値

(4) 養護者による高齢者虐待件数

家庭における養護者による虐待件数は増加傾向にあり、虐待の背景にある課題も複雑化しています。

【家庭における養護者による高齢者虐待件数】

(件数の単位は件、人数の単位は人)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
相談受理件数	17	18	17	12	8	15	11
虐待確認件数	14	10	9	6	1	11	9
人数	15	10	9	6	1	10	9

資料：保健福祉課

各年度末現在

(5) 老人クラブの状況

老人クラブ連合会からの単位クラブの脱退が相次ぎ、6年間で単位老人クラブ数及び会員数は、半数近くまで減少しています。会員数の減少は全国的な課題になっており、この課題は本町でも避けてとおれないものとなっています。

【老人クラブ連合会の状況】

(クラブ数の単位はクラブ、会員数の単位は人)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
クラブ数	34	28	25	20	19	16	15
会員数	1,652	1,350	1,208	1,005	881	771	719

資料：社会福祉協議会

各年度末現在

4 障がい者の状況

(1) 障がい者の状況

手帳の所持者については、令和2年度末現在、身体障害者手帳所持者が1,051人、療育手帳所持者が194人、精神障害者手帳所持者が151人、合計1,396人となっています。障がい者の状況は、ほぼ横ばいで推移しています。

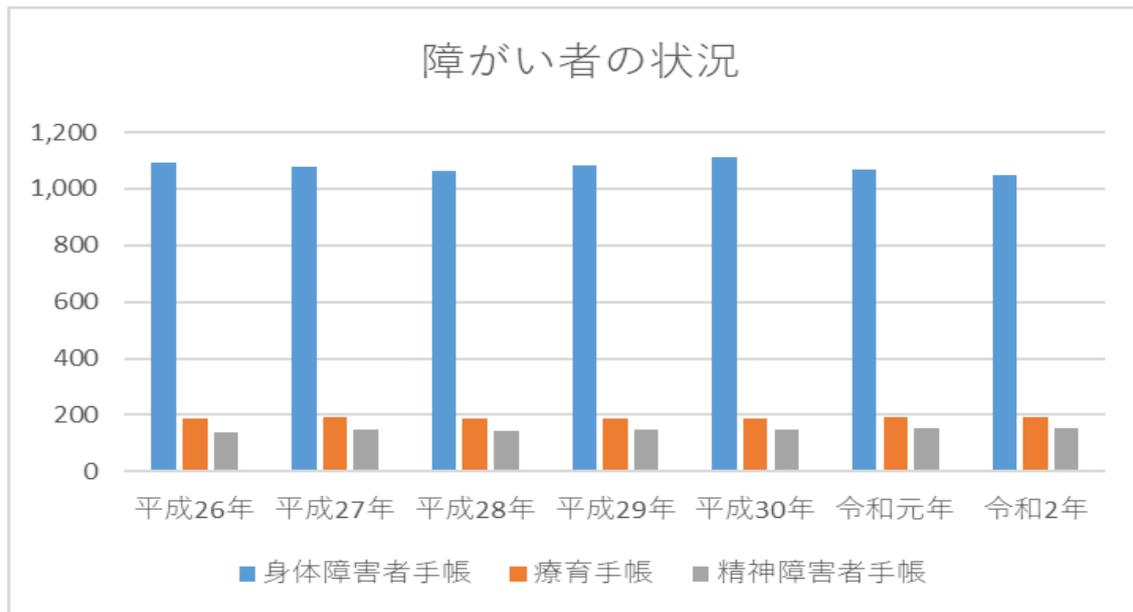
【障がい者の状況】

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
身体障害者手帳	1,095	1,076	1,062	1,081	1,110	1,069	1,051
療育手帳	187	191	189	188	189	192	194
精神障害者手帳	137	147	144	146	146	151	151

※資料：保健福祉課

各年度末現在



【身体障害者手帳所持者の障がい種別】

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
視覚障害	54	60	59	56	57	57	55
聴覚・平衡障害	110	104	99	105	110	111	110
音声・言語・そしゃく機能障害	20	20	19	19	15	14	13
肢体機能障害	575	558	554	535	527	503	490
内部機能障害	336	334	331	366	401	384	383
合計	1,095	1,076	1,062	1,081	1,110	1,069	1,051

※資料：保健福祉課

各年度末現在

【身体障害者手帳所持者の程度（重度）】

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	358	340	335	349	359	344	326
2級	171	179	171	169	159	148	149
割合(%)	48.3	48.2	47.6	47.9	46.6	46.0	45.1

※資料：保健福祉課

各年度末現在

【療育手帳所持者の等級別人数】

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
A(重度)	63	66	66	69	70	70	71
B(中軽度)	124	125	123	119	119	122	123
合計	187	191	189	188	189	192	194

※資料：保健福祉課

各年度末現在

【精神障害者手帳所持者の等級別人数】

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
1級	46	44	42	43	40	40	39
2級	64	72	70	68	70	70	70
3級	27	31	32	35	36	41	42
合計	137	147	144	146	146	151	151

※資料：保健福祉課

各年度末現在

【精神障害者通院医療費公費負担申請（承認）件数】

（単位：件）

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
件数	183 (18)	184 (13)	192 (17)	188 (22)	200 (35)	203 (24)	209 (24)

資料：保健福祉課

各年度末現在

※（ ）の人数は、新規申請件数

(2) 障害者相談支援センターの相談件数

【障害者相談支援センターにおける相談状況】

（実人数の単位は人、実人数以外の単位は件）

区分	実人数	総件数	身体障害	重度心身障害	知的障害	精神障害	発達障害	高次機能障害	難病	その他
平成 26 年	161	1,483	207	2	767	435	14	35	—	23
平成 27 年	209	1,476	195	2	861	281	59	12	—	66
平成 28 年	213	1,425	127	1	764	348	79	4	—	102
平成 29 年	187	1,066	171	0	496	274	105	1	—	19
平成 30 年	84	982	98	0	426	397	15	10	—	36
令和元年	97	1,926	208	0	561	987	35	57	—	78
令和 2 年	123	2,791	135	0	798	1,578	71	48	53	108

資料：庄内町障害者相談支援センター

各年度末現在

5 子どもの状況

(1) 出生数と合計特殊出生率

出生数は年度によって増減はありますが、平成 28 年をピークに、大きく減少しています。

また、一人の女性（15～49 歳まで）が一生涯に産むことが見込まれる子供の平均数を示す合計特殊出生率は 1.49 で、全国平均（1.36）及び山形県平均（1.40）より高くなっています。

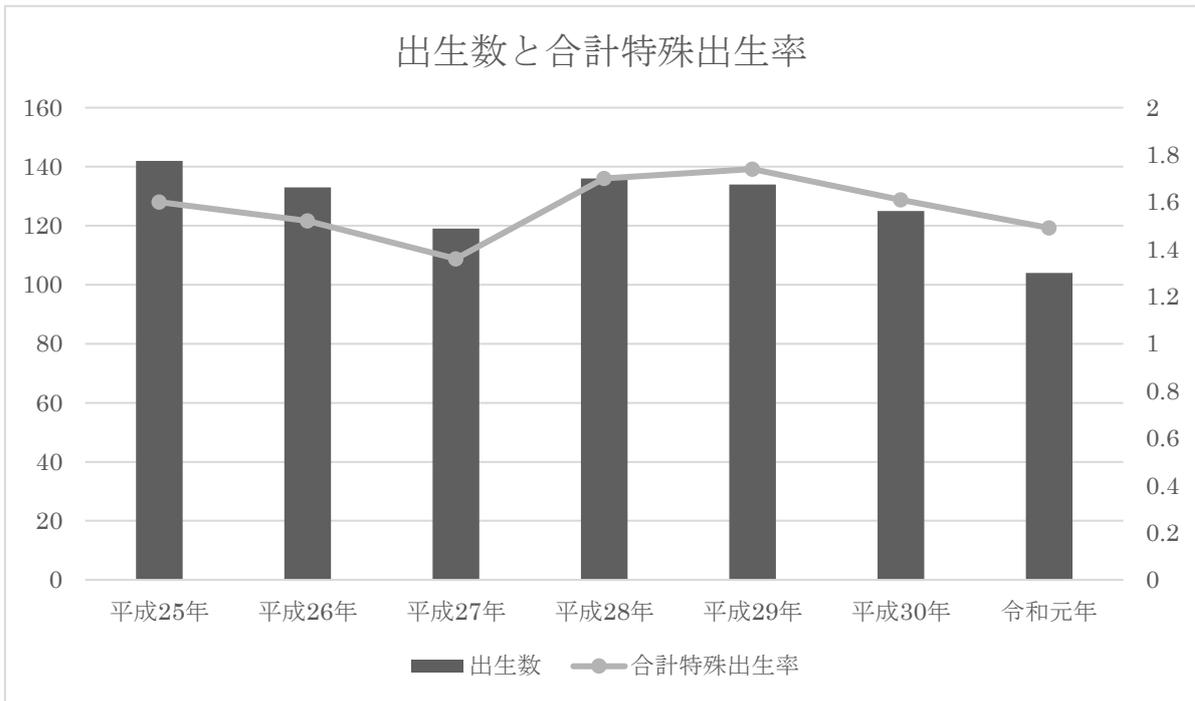
【出生数と合計特殊出生率】

（出生数の単位は人、合計特殊出生率の単位は%）

区分	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
出生数	142	133	119	136	134	125	104
合計特殊出生率	1.60	1.52	1.36	1.70	1.74	1.61	1.49

※資料：山形県人口動態統計

出生数は 1 月から 12 月までの合計値



(2) 幼稚園・保育園の利用状況

幼稚園の園児数は、出生数の減少もあり減少傾向となっています。

【幼稚園園児数の推移】

(単位：人)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
園児数	320	295	275	281	284	277	250

資料：教育課

各年 5 月 1 日現在

核家族化の進行や、祖父母世代の就労率の上昇などを背景に、認可保育所の利用希望が高まり定員数が増えましたが、出生数の減少もあり、入所児童数は平成 29 年をピークに横ばい傾向にあります。令和 2 年度には、立谷沢、清川地区の入所児童数の減少により、清川保育園が閉園し、狩川保育園に統合されたため、定員数が減となっています。

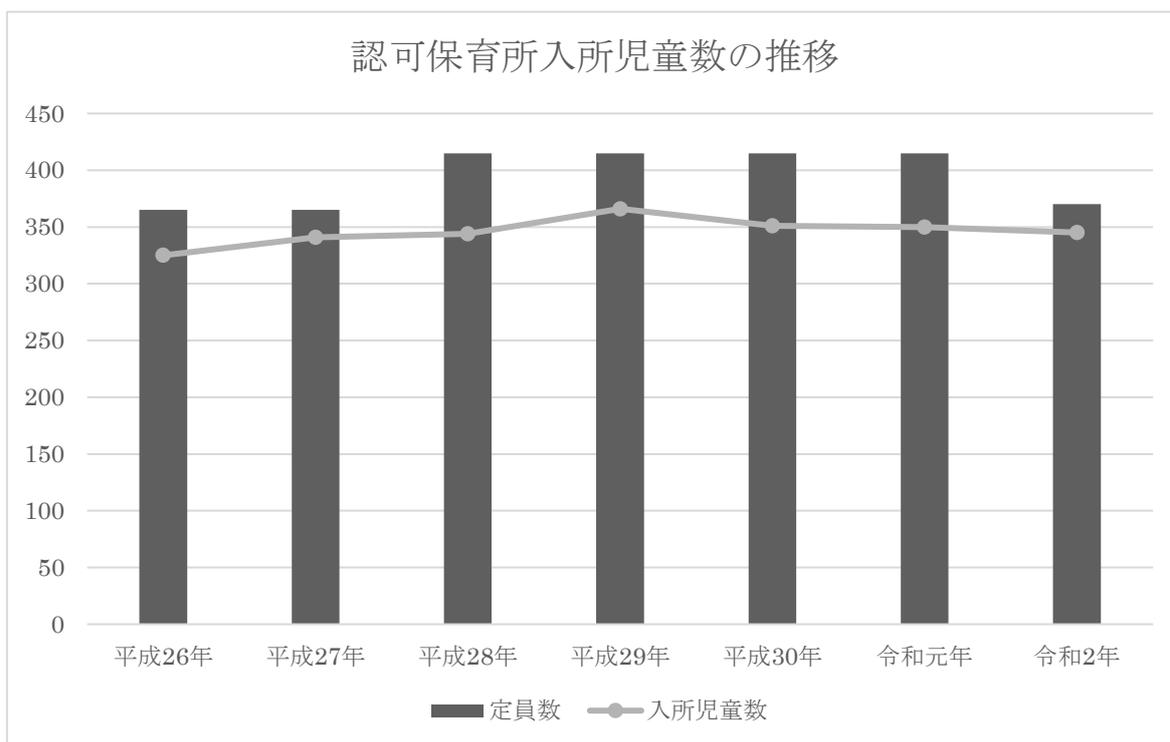
【認可保育所入所児童数の推移】

(単位：人)

区分	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
定員数	365	365	415	415	415	415	370
入所児童数	325	341	344	366	351	350	345

資料：子育て応援課

各年 4 月 1 日現在



(3) 学童保育の利用状況

学童保育利用児童数は、核家族化や祖父母世帯の就労により利用人数、利用割合とも増加傾向にあります。

【学童保育利用者数の推移】

(単位：人)

区分	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用人数	219	239	232	248	263	269	262
利用割合(%)	20.1	22.3	21.9	24.6	26.1	27.6	27.7

資料：子育て応援課

各年度末現在

(4) 児童虐待通報件数

児童虐待の通告・相談件数、認定件数ともに年々増加傾向にありますが、通告・相談件数が大幅に増加している背景としては、近年のマスコミ報道などによる社会的な関心の高まりや、全国共通ダイヤルの通話料無料化などで通告しやすくなり警察を経由して報告されるケースも増えてきました。

【児童虐待通報件数】

(単位：件)

区分		平成 28 年		平成 29 年		平成 30 年		令和元年		令和 2 年	
		通告・相談	認定	通告・相談	認定	通告・相談	認定	通告・相談	認定	通告・相談	認定
対象児童数		8	3	20	4	23	6	28	8	34	10
性別	男児	4	2	8	2	9	3	15		26	7
	女児	4	1	12	2	14	3	13		8	3
年齢別	0～3歳未満	2	1			3		10	3	5	3
	3歳～就学前	3	1	5	1	4	1	1	1	7	3
	小学生	3	1	10	2	6	2	16	4	18	4
	中学生			4	1	9	2	1		4	
	高校生等			1		1	1				
虐待種別	身体的虐待	3	1	6	2	3		8	1	8	5
	ネグレクト			10		15	3	11	2	7	2
	心理的虐待	5	2	4	2	5	3	9	5	19	3
	性的虐待										
虐待者続柄	実父	2		7		12	3	8	4	11	4
	実父以外の父							4	1		
	実母	3	1	8	2	11	3	15	3	19	6
	実母以外の母										
	その他（親族）	3	2	5	2			1		4	

資料：子育て応援課

各年度末現在

6 生活保護の状況

生活保護の状況は、令和 2 年度末で 95 世帯 122 人となっています。世帯類型を見ると、単身世帯が 75 世帯で、うち高齢者世帯が 56 世帯と単身世帯の 75%近くを占めています。

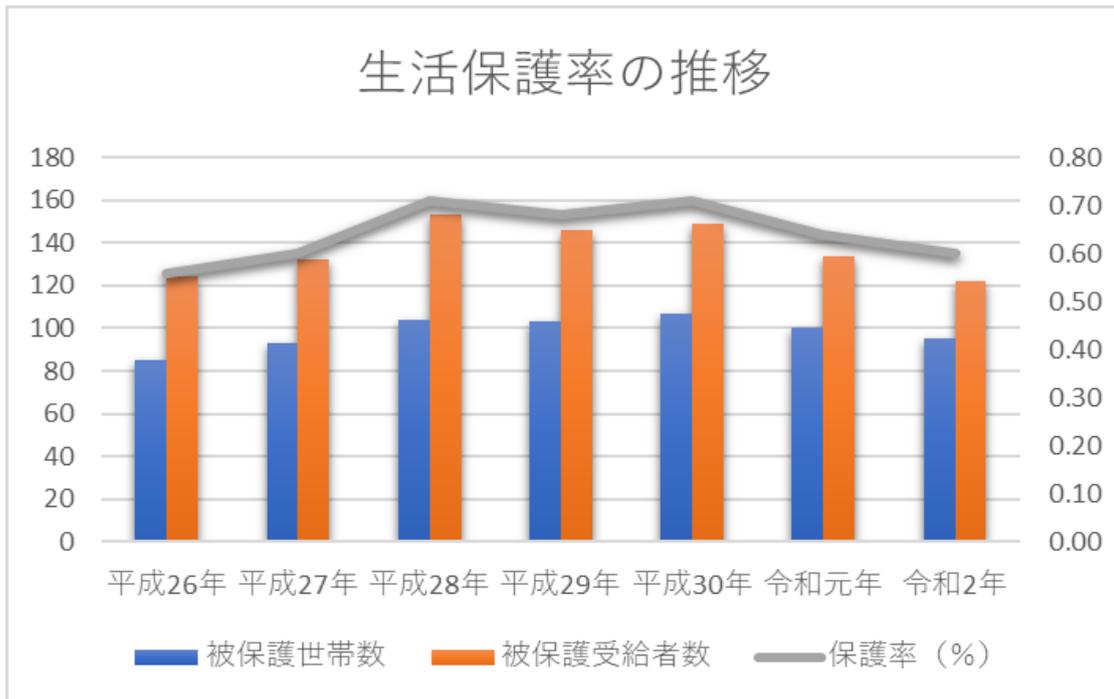
【生活保護率の推移】

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
被保護世帯数（件）	85	93	104	103	107	100	95
被保護受給者数（人）	124	132	153	146	149	134	122
保護率（％）	0.56	0.60	0.71	0.68	0.71	0.64	0.60

資料：庄内総合支庁

各年度末現在

生活保護率の推移



【被保護世帯の世帯類型別の状況】

(単位：世帯)

区分 年	単身者世帯			2人以上の世帯			
	高齢者世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯	高齢者世帯	母子世帯	傷病・障がい者世帯	その他世帯
平成26年	37	14	7	7	6	6	8
平成27年	44	18	5	8	5	6	7
平成28年	48	20	3	11	8	6	8
平成29年	50	20	3	10	7	5	8
平成30年	53	18	7	8	7	4	9
令和元年	56	15	4	7	7	5	6
令和2年	56	11	8	6	6	3	5

資料：庄内総合支庁

各年度末現在

7 第2期計画における重点施策の取組状況

1 互いに支えあうまちづくりの推進

(1) 福祉意識の醸成～住民一人ひとりの福祉に対する意識を高めます～

<具体的施策>

- ①地域における支え合い、助け合う意識の啓発を推進
- ②地域の中での福祉意識を高める活動の推進
- ③子どもたちの心に豊かさをもたらす福祉教育の推進

<取組状況>

認知症サポーター養成講座を小・中学校、企業・団体を対象に実施し、認知症に対する理解を深め、認知症の方や家族の支援を養成しています。学校では、「笑顔で元気なあいさつ運動」や地域でのボランティア活動を継続しながら、地域とつながりを大切にし、社会参画や社会貢献の心を育んでいます。社会教育の場では、地域住民がスタッフとなり、子どもたちの見守りや遊び、各種体験を提供し、地域で支え合いふるさとを愛する心を育む取り組みを行っています。また、各学区地区公民館において行う事業は、地域住民の参加を促すことにより、人とのつながりや健康づくり、生涯教育に役立っています。なお、令和4年度以降の各学区地区公民館は、まちづくりセンターに移行し、これまで以上に地域で支え合う体系づくりが重要となります。

(2) 地域福祉を支え、担う人材の育成

～地域福祉を支え、地域福祉活動を担う人材の育成を支援します～

<具体的施策>

- ①地域活動や研修会を通じて、新たな担い手を発掘し育成
- ②民生委員・児童委員や社会福祉協議会への援助や助言

<取組状況>

地域包括支援センターでは、生活支援コーディネーターが、地域に不足する生活支援の創出、地域での支え合い活動の支援、住民主体の高齢者の居場所づくり支援、生活支援の担い手の養成等幅広く事業を展開しています。また、民生委員、町、居宅介護支援事業所、社会福祉協議会を参集し、地域見守り会議を開催し、情報交換を実施しています。また、社会福祉協議会では、本計画に基づき「地域福祉活動計画」を策定しており、町と連携・協働し事業を展開しています。民生委員・児童委員は、協議会として定例会や研修会を開催し、職務上必要な知識の習得に努め、地域福祉に協力いただいていることから、町では運営補助金を交付しています。

(3) 地域のネットワークの強化

～地域福祉活動の担い手や団体などのネットワークづくりを支援します～

<具体的施策>

①地域に応じた、人・団体の連携活動の支援

②新たなネットワークづくりの支援

〈取組状況〉

地域で行われているサロン、老人クラブ等を訪問し、地域資源や課題をとりまとめ、住民主体の活動意欲の向上や活発化に向けて、仕組みづくりや活動支援を行っています。地域福祉をはじめ、多方面での地域づくりの活動拠点となる令和4年度からのまちづくりセンターの設置に向け、組織づくり等の支援や集落支援員と連携しながら、地域とつながるネットワークづくりに取り組んでいます。

(4) ボランティア活動の推進

～ボランティア活動への積極的な参加を促進し、支援を行っていきます～

〈具体的施策〉

①ボランティア活動の啓発のため、広報やホームページによる住民への情報提供

②ボランティア活動に関する情報提供の充実とボランティア教育の推進

〈取組状況〉

社会福祉協議会にボランティアセンターを設置し、ボランティアの募集、活動に関する相談、団体との連絡調整や情報提供を行っています。また、除雪が困難な高齢者や障がい者世帯等への除雪ボランティアや災害時の運営スタッフとして活動するボランティアの募集も行っています。なお、ボランティアの募集や活動については、社会福祉協議会の広報やホームページで周知をしています。

2 福祉サービスの充実したまちづくりの推進

(1) 相談体制の充実～住民が身近なところで相談が受けられ、必要に応じて、必要な相談機関（相談窓口）に届くように、相談体制の充実を図ります～

〈具体的施策〉

①地域における相談窓口の情報提供を行い、相談窓口を充実

②多様化・複雑化する課題に対して関係機関の連携を強化

〈取組状況〉

「庄内町高齢者福祉サービス」、「子育てガイドブック」、「こころの相談窓口チラシ」を作成し、民生委員・児童委員や関係機関に配布し、各種サービスや相談窓口の情報提供を行っています。また、役場庁舎には、高齢者、障がい者、子ども・子育て、健康、医療に関する窓口が配置されており、さらには「福祉総合相談センター」や「子育て支援センター」を集約していることから、今まで以上に関係機関の連携強化が図られています。

(2) 福祉サービスの適切な利用推進～利用者の立場に立った福祉サービスの制度を推進します～

〈具体的施策〉

①福祉サービスの情報をわかりやすく取りまとめ、地域住民へ提供

②介護保険法で制度化された地域ケア会議や障がい者福祉における地域自立支援協議会などで、情報交換と課題の共有化を図りながら、適正なケアマネジメントが行われているか検証

〈取組状況〉

福祉総合相談センターでは、複合的な課題の相談について、適切なサービスが提供できるよう相談に応じています。

介護の分野では、自立支援型地域ケア会議・地域ケア会議・生活支援協議体等を開催し、地域課題を抽出し解決に向け、多様なサービスの構築に努めています。また、ケアプラン点検や研修会開催により、関係職種のスキルアップを図っています。福祉の分野では、各相談機関・福祉サービス提供事業者と連携し、住民ニーズに合わせた各分野の福祉サービスの情報を提供し、地域自立支援協議会や計画相談会議等にて情報交換と課題の共有化を行い、適切なサービスが提供できるよう助言・指導を行っています。

(3) 地域福祉活動の充実と推進～地域福祉の担い手が連携し地域福祉活動が充実するよう支援します～

〈具体的施策〉

- ①民生委員・児童委員などと連携し、支援を必要としている方への見守り体制を推進
- ②地域の交流の場としての、地域におけるサロン等の開設

〈取組状況〉

「高齢者見守りネットワーク連絡会議」、「配食サービス事業」や「配食・見守りサービス」、健康教育・健康相談、支援が必要な方への家庭訪問を実施し、民生委員・児童委員との連携により、見守りを行っています。また、集落公民館等において週1回以上集まる「住民主体の通いの場」の新たな立ち上げから継続まで保健師や生活支援コーディネーターが連携し支援しています。

(4) 地域包括ケアシステムの推進 ～高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるように、介護・予防・医療・生活支援・住まい等のサービスを包括的に提供できる体制づくりを推進します～

〈具体的施策〉

- ①利用できる生活支援サービスや相談機関等の周知
- ②地域の拠点で必要な支援や介護予防ができる体制づくりの推進
- ③医療・介護・予防・生活支援の関係者のネットワーク構築

〈取組状況〉

「庄内町高齢者福祉サービス」を作成し、民生委員・児童委員や関係機関への配布と、町ホームページへの掲載により、相談機関等への周知を行っています。また、「住民主体の通いの場」の新たな立ち上げや「高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施」に向けた事業について、関係機関と協議検討を行っています。高齢者の社会参加の支援として、温泉助成券の発行や、町営バスの運行、老人クラブへの支援を行っています。地域包括ケアシステムの推進に向けて、他団体との連携が図られるよう地域包括

ケアシステム構築推進庁内検討会議を開催しています。

(5) 生活困窮者への支援～生活に困窮している人への相談支援の充実を図り、自立に向けた支援へつなげるよう支援体制の強化を図ります～

〈具体的施策〉

①複合的な課題を抱える生活困窮者の課題について、教育、介護、子育て、福祉、税、雇用などの関係機関が、個々の状況に応じた複数の支援を包括的に行うことができるよう連携を強化

②「生活自立支援センターさかた」と連携を強化し、生活困窮者の自立に向けた支援体制を整備

〈取組状況〉

役場庁舎に福祉総合相談センターを設置し、複合的な課題を抱える生活困窮者の課題について、相談に応じています。子育て世帯の生活困窮者については、山形県が実施する生活困窮者子どもの学習・生活支援事業に対し、広報周知や会場予約等の協力をしています。また、「生活自立支援センターさかた」と連携した生活困窮者の自立に向けた支援や、ボランティア団体が運営している子ども食堂について、チラシによる周知等の支援を行っています。

3 安心して暮らせるまちづくりの推進

(1) 暮らしやすい環境づくりの推進～誰もが地域の中で安心して暮らすことができる環境づくりを推進します～

〈具体的施策〉

①心のバリアフリーの推進

②公共施設等のバリアフリー化

〈取組状況〉

認知症サポーター養成講座、障がい者サービス事業所のバザー開催の支援、その他マタニティマークやヘルプマークの配布等により、心のバリアフリーを推進しています。公共施設等のバリアフリー化は、一定程度進められ、改修や改築などの際は「山形県福祉まちづくり条例」の趣旨を周知徹底し、高齢者や障がい者が安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

(2) 保健医療の充実～壮年期死亡の減少と健康寿命の延伸を目指します～

〈具体的施策〉

①生活習慣病予防の運動習慣や食生活等について普及啓発

②がん検診及び特定健康診査の受診率向上の推進

③自殺予防対策としてこころの健康づくりの推進

④医療機関との連携を強化・地域医療体制の充実

〈取組状況〉

保健事業については、「健康しようない 21 計画」に基づき、各種健診、健康教育、健康相談、訪問指導を行っています。生活習慣病予防や運動習慣・食生活改善等につ

いては、プールで健康づくり事業や食生活改善推進員協議会と連携し事業を実施しており、広報やホームページ等で情報提供をしています。特定健康診査・各種がん検診の受診率及び特定保健指導の実施率向上を目指し、健診未受診者等への受診勧奨やがんキャンペーンを行っています。自殺予防対策として「庄内町いのち支える自殺対策計画」に基づき、関係機関との連携強化やこころの健康づくり事業を実施しています。今後、高齢化の進行とともに医療ニーズは増大していくことが想定されることから、地域医療体制確保のため、町内外の医療機関との連携を図っています。

(3) 安心して子育てできる環境の整備～子どもも親も笑顔で暮せる環境づくりを推進します～

〈具体的施策〉

- ①障がい、疾病、児童虐待、貧困など支援が必要な子どもやその家族に対する、相談・情報の提供など総合的な支援体制の充実
- ②妊娠・出産期からの切れ目のない支援体制づくりの推進
- ③仕事と子育ての両立ができるよう、ニーズに合った支援が提供できるようサービスの充実

〈取組状況〉

福祉、子ども・子育て、健康分野と子育て支援センターを役場庁舎に集約し、相談・情報提供がしやすい環境となりました。育てにくさや育児不安を持っている保護者に対して、つくしんぼ教室（個別・集団での親子教室）やなないろの会（発達障がい等の子どもを持つ親の会）等で情報提供を行い、寄り添う支援の継続や子育て支援センター、保育園、幼稚園、児童相談所、医療機関等の関係機関と連携を図り、親子を孤立させないための支援を行っています。また、子育て世代包括支援センター事業を実施し、妊娠期から出産子育て期まで、支援計画を作成する等切れ目のない支援を行っています。子育て期の経済的な支援では、中学3年生（ひとり親家庭では18歳）までの医療費無料化や、小学校入学時のランドセル贈呈、重度の障がい者には、年齢に関係なく医療費助成を行っています。

(4) 災害時の支え合いのしくみづくりの推進～災害時に備え、地域の中での支え合い、助け合う体制づくりを推進します～

〈具体的施策〉

- ①緊急時に適切な対応ができる体制づくりの推進
- ②避難行動要支援者の個別支援計画の作成

〈取組状況〉

庄内町地域防災計画の避難場所の見直しを行い、危機管理専門員を自治防災組織等に派遣しての防災講習会を実施し、緊急時の避難行動について指導しています。また、災害対策基本法の改正を受け、高齢者や障がい者等の要援護者を対象者名簿として作成し、避難の支援を必要とする方として避難行動要支援者名簿（個別計画）を作成しています。この個別計画は、民生委員・児童委員や自治会長に配布し、情報共有しています。

(5) 権利擁護の推進～高齢者や障がい者、子どもなど一人ひとりの人権が守られる体制づくりの充実を図ります～

〈具体的施策〉

- ①子ども、高齢者や障がい者への虐待防止対策の推進
- ②意志判断能力が不十分な方の権利擁護を図る体制整備を推進し、関係機関と情報共有・連携体制を強め、支援体制を充実
- ③障がいを理由とした差別の禁止や社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮について町民の理解を得るための啓発

〈取組状況〉

虐待防止対策のパンフレット等の配布や講演会の開催、「高齢者見守りネットワーク連絡会議」の設置等、虐待防止の対策の推進を行っています。なお、虐待が疑われる事案があった場合は、迅速な対応で、関係機関と連携のもとに、虐待者及び被虐待者に対する支援をおこない終結するまで援助を継続しています。

認知症や障がいにより意思判断能力が不十分な方の権利擁護については、社会福祉協議会と連携して、成年後見制度の周知や相談対応を行い、制度利用に係る費用を助成するとともに、必要に応じて町長申立を行っています。

本町では高齢者の相談、障がい者の相談、ひきこもり相談、生活困窮者等の相談に対応した福祉総合相談センターを設置し、社会福祉協議会に委託をしています。また、地域の実情を把握している民生委員・児童委員と連携、協力し、見守りの強化や、支援を必要とする方が必要なサービスにつながるように努めています。福祉総合相談センターの設置により、相談機能が高まってきており、関係機関と連携して、多様化、複雑化した課題解決の支援を行うとともに、障がいへの理解促進、思いやりのある行動や合理的配慮などについて周知、啓発を行い、虐待や差別を解消するよう取り組んでいます。

第3章 計画の体系

【基本理念】

健やかでやさしい 健康・福祉のまちづくり
地域力を強化し、安心して暮らせるまち

【基本目標】

【重点施策】

1 地域福祉づくりへの
主体的な住民参加

- (1) 福祉情報提供の推進
- (2) 地域福祉への理解と関心を深める取組の推進
- (3) 地域活動やボランティア活動への支援
- (4) 住民の生きがいつくりと健康づくりの促進

2 地域における活発な
福祉ネットワークの構築

- (1) “つなげる”機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充
- (2) 支え合いと見守りによる安全・安心な地域づくりの推進
- (3) 災害等に備えた地域体制づくりの推進

3 総合的で包括的な
支援体制の整備

- (1) 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実
- (2) 成年後見制度の利用促進
- (3) 安心して暮らせる生活環境の整備

第4章 計画実現のための推進体制

計画を推進していくためには、地域の多様な生活課題やニーズを把握し、その課題にどう対応していくかを、公的な福祉サービスの充実とともに、住民をはじめとした地域を構成するさまざまな主体が福祉活動へ積極的に参加することが重要になり、住民、地域、行政や社会福祉協議会が連携し、参加と協働によって地域福祉の推進を図ることが必要です。

それぞれの主体が役割を担い、連携・協力するしくみを構築することによって、本計画を推進していきます。

1 住民の役割

地域福祉を推進していくためには、住民自らが地域課題を自分自身の問題として受け止め、受け手にとどまらず担い手として、声掛けや見守りなど身近で自分に取り組めることを実行することで、積極的に地域福祉活動への参画と、具体的な地域活動へつなげていくことが期待されます。

2 地域の役割

(1) 自治会等の役割

自治会は、地縁をもとにお互いの顔が見える範囲で組織されており、住民にとってはもっとも身近な団体であり、まちづくり、地域づくりを行う基礎的な地域組織です。

地域住民相互の親睦と交流により、身近な地域福祉の担い手として、地域課題を自分の問題として受け止め、地域福祉を推進する役割を期待します。

(2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員の主な職務は、地域で様々な生活課題を抱える住民すべてに対して適切な相談・助言・支援を行うほか、関係機関と連携・協力し、誰もが安心して暮らすことができる地域社会づくりをめざし、活動しています。

民生委員・児童委員は、その制度発足以来一貫して、公的身分を持つ民間のボランティアとして、地域住民の一番身近な相談相手として支援活動をしており、その役割は重要性を増しています。

(3) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する住民自治組織、民生委員・児童委員、福祉団体などさまざまな団体により構成され、社会福祉法においても地域福祉を推進する中核的な団体として位置づけられています。

また、地域福祉推進のため、住民の生活支援に関するサービスの提供、ボランティアなどの住民主体の活動の推進・支援、地域での福祉ネットワークの形成など、地域に密

着した福祉活動を展開し実行していく役割があります。

今後も、地域福祉の推進に向け、行政との連携・協働をより強固なものとしていきます。

(4) 福祉サービス事業者の役割

福祉サービスの提供者として、利用者の自立支援、サービスの質の向上、利用者の権利擁護、事業内容やサービス内容の情報提供など、福祉サービスを利用しやすい環境整備が求められています。

また、地域福祉のニーズに基づく新たなサービスや、住民の福祉への参加の支援や福祉のまちづくりへの参画に努めることが期待されます。

(5) ボランティア団体、NPO法人、社会福祉関係団体、民間事業者等の役割

ボランティア団体、NPO法人、社会福祉関係団体は、専門性を持ち、また、結びつきが柔軟であることから、広い範囲で人と人をつなぐ力を持っており、専門性を持つ分野において関心のある町民をボランティアとして受け入れるなど、町民の意識を高め、先導する役割が高まっています。

また、民間事業者などでは、地域貢献も企業の目的の一つであることや地域の一員として地域活動に積極的に参加するとともに、技術やサービスを活かして地域課題に取り組むことが求められます。

3 行政の役割

本計画の推進にあたり、行政は福祉の向上をめざし、保健福祉分野の個別計画の施策を推進することにより、住民の地域活動の参加、社会福祉事業の健全な発達、福祉サービスの適切な利用の仕組みづくりなど福祉活動の基盤づくりを進め一層の環境整備を進めます。

また、保健・医療・福祉分野のみならず、教育・防災・交通・住宅などの他の分野に関係する関係機関との連携を強め、横断的な施策の推進に取り組みます。

第5章 基本目標の実現のための具体的施策

1 地域福祉づくりへの主体的な住民参加

(1) 福祉情報提供の推進

～必要な情報を受けられる体制整備をおこないます～

【現状と課題】

少子高齢化や人口減少など、地域社会を取り巻く環境が変化する中、福祉に対するニーズが多様化し、それに伴い住民が選択できるサービスも多様化してきました。しかし、多様化するサービスは、情報弱者が自ら必要な情報を取得しづらい状況が懸念されるため、適切な福祉情報の提供が担う役割は大きくなっています。

インターネットの活用やスマートフォンへの積極的な対応など、多様な情報発信を進めていくことも住民の主体的な福祉参加において重要です。

【施策の方向性】

子育て家庭から高齢者、障がい者など年齢や心身の状態に関わらず、すべての住民に等しく福祉情報が行きわたるよう、多様な情報発信手段を積極的に活用して取り組みます。

【具体的な取り組み】

- 住民・・・ いつも最新の情報を入手するように努め、福祉に関連する知識を正しく身に付けましょう。
- 地域・・・ 隣近所や身近なところなどで、同じ不安や心配がある人と、お互いに情報を交換するよう心がけましょう。
- 行政・・・ 福祉制度の改正や福祉サービスの周知を図ります。
誰もが地域や福祉に関する情報を、入手しやすい環境づくりを目指します。
言語の違いや障がいの状況、高齢の方などに配慮した情報提供を行います。

(2) 地域福祉への理解と関心を深める取組の推進

～住民一人ひとりの福祉に対する意識を高めます～

【現状と課題】

住民の平均寿命の延伸や高齢者のみの世帯の増加、療育手帳所持者や精神障害者保健福祉手帳所持者の増加など、福祉サービスを必要とする地域住民は増加傾向にあります。

しかし、行政サービスだけでは十分に住民生活を支えることには限界があり、今後は地域における支え合いが重要となります。また、福祉的な支援や助けを求めている人は、地域で孤立していたり、誰にも相談できないことがあり、地域住民同士がお互いに気にかけてたり、地域でできることから進めていくことも必要です。

その一方で、近所付き合いに対する考え方など、住民意識にも変化がみられています。そのため、あらゆる世代における地域住民の相互理解を深めていくためには、福祉に関する学びの場の提供や周知・啓発活動に取り組んでいくことが必要となります。

福祉に関心を持つことは、住民が主体となって地域福祉を推進するための第一歩になることから、住民が関心を持てるような機会や環境づくりが求められます。

【施策の方向性】

地域住民の相互理解を深め、障がい者への差別解消のため心のバリアフリーを推進し、福祉活動に参加する意識を醸成するために、福祉に対する理解と関心を深める場を提供していきます。

【具体的な取り組み】

- 住民・・・町のホームページや図書館などを活用して、庄内町地域福祉計画を読み、町の福祉に関する方針などを確認しましょう。

学校や町、社会福祉協議会等による福祉に関わる行事やイベント、講演会、勉強会などに参加しましょう。

差別や偏見の解消に向けて、正しい知識や理解を深めるよう意識しましょう。

もし、身近なところで暴力や虐待が行われていることを知ったら、学校や役場、社会福祉協議会、民生委員・児童委員など相談しやすい機関に連絡しましょう。

- 地域・・・地域として、福祉にかかわる行事やイベント、講演会、勉強会などに参加しましょう。

民生委員・児童委員と連携し、福祉活動に協力しましょう。

事業者は、障がい者の自立・社会参加の重要な柱として、法定雇用率以上の障がい者雇用を促進しましょう。

- 行政・・・町と社会福祉協議会が連携して、地域福祉計画・地域福祉活動計画の周知に取り組みます。

子どものうちから福祉意識を醸成し、周りの人を尊重し、お互いに支え合う思いやりの心を育むため、福祉体験や人権教室などにおける福祉教育を学ぶ機会の提供に取り組みます。

高齢者・障がい者の社会参加や雇用の促進に向け、障害者差別解消法

の周知や啓発活動などを通して、住民や事業主の理解を深め、年齢や障がいによる差別や偏見の解消に取り組みます。

児童や高齢者等の虐待防止に向けた指導や相談支援の充実をはじめ、高齢者や障がいのある方の権利擁護に取り組みます。

(3) 地域活動やボランティア活動への支援

～町民が地域の取組に関わることへの機会づくりと環境整備に取り組みます～

【現状と課題】

近年、高齢化や町民意識の変化等により地域活動に取り組む町民が減少傾向にあります。しかし、誰もが地域で暮らしやすい環境をつくっていくためには、これからも地域福祉に理解をもった町民の地域活動が必要となります。そのため、年齢や性別に関わらず、多くの町民が積極的に地域活動へ関わることへの機会づくりと環境の整備や支援が求められます。

また、さまざまな分野で地域福祉の推進に貢献するボランティア活動についても、支援を行っていく必要があります。

【施策の方向性】

町民が地域の取組に主体的に関わることへの機会づくりと環境整備に取り組みます。

【具体的な取り組み】

- 住民・・・身近な地域活動団体などの取組を知っておきましょう。
興味や関心のあるボランティア活動や自治会の活動に参加や協力をし、身近な人たちに呼びかけましょう。
みんなで協力して暮らしやすいまちを作っていく意識を持ちましょう。
- 地域・・・地域で活動する団体との連携を図りましょう。
民生委員・児童委員と連携し、地域活動に協力しましょう。
事業者は、地域の一員として地域貢献や地域活動に積極的に取り組みましょう。
- 行政・・・行政課題の解決や地域の活性化、地域の絆づくりにつながる創意工夫にあふれる町民の活動の支援に取り組みます。
自治会、NPO、町内の活動団体等が地域活動をしやすくするよう、施設、設備、情報の提供や発信など、各種支援に取り組みます。
地域の居場所やサロンなど、住民主体の通いの場の活動が活性化できるよう支援に取り組みます。
社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、まちづくりセンターを

管理運営する地域運営組織、その他の地域活動に取り組んでいる団体への支援に取り組みます。

(4) 住民の生きがいづくりと健康づくりの促進

～生きがいづくりと健康づくりに取り組むやすい環境づくり～

【現状と課題】

スポーツや生きがいづくりをはじめ、住民一人ひとりの健康管理や健康づくりの機会を増やし、住民の健康寿命を延伸することが重要です。本町の平均寿命を見ると、令和2年では男性が79.9歳、女性が86.3歳となっています。平均寿命が延伸されるとともに、健康寿命の延伸を目指す必要があるため、健康づくりへのさらなる参加を推進します。

【施策の方向性】

住民一人ひとりが、いつまでも健康で生きがいをもって地域で暮らしていけるよう、健康づくりやスポーツ、生きがいづくりに取り組みやすい環境づくりを推進します。

【具体的な取り組み】

- 住民・・・ 自分の生活習慣を見直し、運動や食事等を通じて自発的な健康づくりを行いましょう。
地域で行われている健康づくりや生きがいづくりに関し、どのような教室やイベントが開催されているか調べましょう。
地域や行政が開催する生涯学習の場に参加しましょう。
- 地域・・・ 地域ごとに、健康づくりや生きがいづくりの場を作りましょう。
事業者は、健康経営として従業員等の健康保持・増進の取り組みを実践しましょう。
- 行政・・・ 地域ごとにあらゆる世代の町民の健康の維持・増進、フレイル予防等のために、健康相談会や健康教育、自主活動団体の支援に取り組みます。
スポーツや生きがいづくり、健康づくりの開催の支援に取り組みます。
生きがい教室の開催や高齢者の外出支援、生涯学習を通じた自己啓発、シルバー人材センターによる就業機会の提供などを推進し、高齢者等の介護予防と孤立化の防止、自立生活の助長に取り組みます。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施により、高齢者への切れ目ない保健事業と介護予防をおこない、健康寿命の延伸に取り組みます。

2 地域における活発な福祉ネットワークの構築

(1) “つなげる” 機会づくりと人材発掘・育成支援の拡充

～住民が身近なところで相談が受けられ、必要に応じて、必要な相談機関（相談窓口）に届くように、相談体制の充実を図ります～

【現状と課題】

近年の地域で抱える問題は、住民一人だけの問題ではない場合が多く、家族単位あるいは地域全体に及ぶ場合もあります。また、一時的な支援では解決が難しく切れ目のない支援が必要な場合もあります。さらに、自ら声を上げられない人や制度の狭間にいる人など、地域で気にかかけ、関係機関を巻き込んだ支え方を検討する機会も必要になっていきます。このようなことから、住民同士や専門職を交えた協議の場づくりが求められるとともに、これを地域で推進していくことのできる人材の発掘と育成が求められます。

【施策の方向性】

地域福祉の推進を目的とした、地域の活動団体や関係機関等が相互に協働・連携できる環境整備に取り組みます。

【具体的な取り組み】

- 住民・・・ 地域で行われているさまざまな交流の場づくり、機会づくりを知りましょう。
身近で行われている交流イベントや行事に参加しましょう。
町のホームページや広報誌をはじめ、さまざまな情報を活用して地域づくりの担い手がどのようなことをしているかを知り、興味や関心を持ちましょう。
- 地域・・・ 地域住民が交流し情報交換ができる場の提供に努めましょう。
民生委員・児童委員や社会福祉協議会などの相談窓口は、関係機関との連携を強めましょう。
- 行政・・・ 地域の課題を地域に暮らす町民をはじめ、地域で活動する団体や事業所、専門の関係機関等で共有する場を設け、課題解決と連携の仕組みづくりに向けた取組を支援します。
地域の内外で情報共有ができる場の創出や、仕組みづくりを進めることのできる地域に密着した人材の確保を積極的に進め、地域における福祉の充実した環境づくりにつなげます。

(2) 支え合いと見守りによる安全・安心な地域づくりの推進

～地域の見守り・支え合いの活動を推進します～

【現状と課題】

安全・安心な地域づくりにおいて、町民一人ひとりの日頃からの協力と自治会等の地域活動団体による取組の推進が必要です。特に、高齢化が進む社会においては、認知症の人や高齢者などの安全を確保するために、地域での見守り支援が求められます。緊急時の支援では、日ごろからの信頼関係の構築が重要となり、助けの手を差し伸べる側と

差し伸べられる側に分かれるのではなく、両方の立場を意識して自治会等と日頃からつながっている状態が望まれます。

【施策の方向性】

地域での見守りや支え合いの体制づくりを推進し、誰もが安全・安心に暮らせる地域づくりに取り組みます。

【具体的な取り組み】

- 住民・・・ 民生委員・児童委員がどんなことをしているのか、興味や関心を持ちましょう。
隣近所に暮らしている高齢者に普段から挨拶をし、高齢者世帯や認知症の人に対して、できる範囲で見守りの活動をしてみましょう。
認知症に対する理解を深め、地域の中で共に暮らしていけるよう心がけましょう。
- 地域・・・ 民生委員・児童委員は、可能な限り見守りの必要な方を訪問しましょう。
住民の居場所づくりになるよう、サロン等の開設に努めましょう。
避難訓練や安否確認訓練等を行い、いざという時に対応できるようにしましょう。
- 行政・・・ 地域の見守りや支え合いの活動の推進、認知症の方とその家族へのサポートや自殺対策として気づきや声かけができる人、また子どもの預かり等の援助を行うことを希望する人を増やしていくなど、地域でできる各種福祉活動人材の養成に取り組みます。
住民ニーズの多様化とともに、民生委員・児童委員に寄せられる相談内容は多岐にわたっているため、住民からの相談に適切に対応し、迅速な支援につなげられるよう、民生委員・児童委員研修の充実に取り組みます。
配食時の子どもや高齢者世帯等の見守り、また認知症高齢者等への見守りシールの配布など、子どもや高齢者等を見守るネットワークの強化に取り組みます。
地域で子どもを見守る活動を推進するとともに、民間事業所や地域団体等との協定により、日常の事業活動を通じて高齢者に異変がないか見守り、必要により町につなげるネットワーク体制を強化します。

(3) 災害等に備えた地域体制づくりの推進

～緊急時に必要な支援ができる体制づくり～

【現状と課題】

全国各地で発生している大地震や台風、水害等の大規模災害時に、避難が困難な人、避難所での支えや医療的ケアが必要な人を日ごろから地域で把握し、発生時には地域と関係機関等が連携して助け合う地域体制の整備が求められています。また、災害や感染

症の拡大を防ぐためにも、地域住民一人ひとりの日頃からの意識向上や緊急時に的確な情報が迅速に送受信できるよう、本町と国や県、近隣市町、さらに地域間の協働・連携体制の構築が求められています。災害や感染症の発生などの緊急時への対応としては、日ごろから近隣住民同士の関係性を構築しておくことが重要です。新しく転入してきた住民も一緒になって、地域での交流を持つ機会づくりが、緊急時における支え合い・助け合いにつながります。

【施策の方性】

大規模災害や感染症の発生などの緊急時に福祉支援が必要な人への備えと、各種機関同士の円滑な協働・連携ができる地域体制の整備に取り組みます。

【具体的な取り組み】

- 住民・・・ 自主防災組織、民生委員・児童委員等による避難行動要支援者の把握に、できる範囲で協力しましょう。
災害などの緊急時の際には、声かけや避難支援に協力しましょう。
災害時の連絡体制、避難方法、避難場所を確認しておきましょう。
地域で開催される防災訓練や自主防災活動に参加しましょう。
災害や感染症の発生などの緊急時には、町が発信する情報を確認しましょう。
- 地域・・・ 防災訓練や自主防災活動を行い、いざという時に対応できるようにしておきましょう。
- 行政・・・ 高齢者や障がい者など、災害時に自ら避難することが困難な人を日頃から把握し、災害発生時に速やかな避難支援が行えるよう取り組みます。
聴覚・音声・言語機能障がい者には、メールやFAX等利用した自然災害や火災などの情報連絡が速やかに行えるよう取り組みます。
一般の避難所での避難生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児に配慮した避難場所を確保し、速やかな搬送が行えるよう、町内に新たな施設が設置された際は、福祉避難所利用協定の締結に取り組みます。
町民一人ひとりの防災意識の高揚や、地域での自主防災組織の自発的活動を支援するため、各種講座、啓発活動や自主防災組織等への防災資機材の整備促進に取り組みます。
町民や地域、学校及び各福祉関係事業所等に対し、感染症に関する正しい知識と予防方法について周知を行い、衛生資材の備蓄に努めるとともに、感染症発生後においては、国や県と連携し、迅速かつ的確な情報を発信して、町民生活の安全確保に取り組みます。

3 総合的で包括的な支援体制の整備

(1) 連携強化による総合的かつ包括的な相談支援体制の充実

～支援の必要な方が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援等のサービスを包括的に提供できる体制づくりを推進します～

【現状と課題】

これからの地域福祉の推進に向けて国からは、医療、介護、予防、住まい、生活支援の各サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の概念を、子育てや障がいなどの各種福祉分野でも応用して取り組むことが示されています（「全世代型・全対象型包括支援体制」づくり）。また、地域において複合的な悩みを抱えている人やその家族に対しては、生活困窮者自立支援相談窓口をはじめとする各分野の相談窓口において、連携したサービスの提供並びに総合的な相談支援体制を展開していく必要があります。そのため、各相談窓口の機能強化を図るとともに地域福祉の推進において、その中核を担う社会福祉協議会をはじめ、庁内関係各課や関係機関等の連携体制のさらなる充実が求められます。

【施策の方向性】

福祉の分野を超えての情報共有や課題解決を目的として、柔軟に対応できる連携や相談の体制の強化を図り、総合的かつ包括的な支援体制の充実を目指します。

【具体的な取り組み】

- 住民・・・ 日常生活自立支援事業について積極的に学び、適切に利用しましょう。周囲に心配な人がいたら、相談窓口を利用するよう勧めたり、代わって相談したりするなど、積極的な気配りをしましょう。
- 地域・・・ 隣近所で困っている人には声をかけたり、話し相手になれる関係をつくりましょう。
地域の中で経済的に困窮している世帯や、ひきこもりや傷病などで社会的に孤立するおそれのある人を、地域のネットワークや民生委員・児童委員の見守り活動などにより早期発見に努め、確実に相談機関へつなげましょう。
- 行政・・・ 子どもや介護、障がい、生活困窮など、福祉の支援が必要な住民に対して、子どもから高齢者まで、また、福祉の分野に関わらず包括的に支援を提供する環境づくりに向けて、体制の整備に取り組みます。
住民が抱える様々な不安や悩みなどについて、親身な相談対応による支援を目指すとともに、複合的な相談内容については分野を越えた連携ができるよう体制の整備に取り組みます。

地域福祉推進の中核的役割を担う社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画に掲げる事業等の周知を図るとともに、福祉総合相談事業や権利擁護事業など、福祉に関するさまざまな活動における連携を推進します。

(2) 成年後見制度の利用促進

～本人の意思を尊重し、制度を活用した意思決定支援～

【現状と課題】

本町では、高齢者一人世帯や高齢者のみの世帯が増加傾向にあり、また認知症を有する高齢者も増加傾向にあります。認知症や障がいなどにより、判断能力が十分でない方は、財産の管理や日常生活等に支障が生じてくるため、社会全体で支え合うことが喫緊の課題となっており、成年後見制度は、このような方たちを支える重要な手段となっているものの、制度の認知度の低さや複雑さから十分に利用されていない状況にあります。担い手となる後見人の現状は、町内の専門職も少なく、県内の専門職による後見事務はひっ迫している状況にあるため、市民後見人や法人後見といった担い手の養成が求められます。

【施策の方向性】

成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 14 条第 1 項に基づく、成年後見利用促進に関する施策についての町が定める基本的な計画を、本計画と一体的に策定するものとし、成年後見制度を必要とする方が制度を適切に利用できるよう、段階的・計画的に推進します。また、関連する諸制度の活用も含め、適切に本人の意思決定支援が行われるよう関係機関と連携を図ります。

【具体的な取り組み】

- 住民・・・ 成年後見制度を活用できるよう制度についての正しい知識を身に付けましょう。
- 地域・・・ 地域で見守り活動を行い、早期支援につながるよう、心配な方がいたら相談機関に相談しましょう。
- 行政・・・ 成年後見の利用促進のため関係機関との連携が図られるよう、地域連携ネットワークの構築及び中核となる機関の設置・運営に向けて取り組みます。

認知症高齢者や障がい者などの意思決定を支援する制度の広報活動に努めます。

成年後見制度の利用が必要な状況にあるにもかかわらず、親族が申し立てを行うことが困難な方や申し立てに必要な鑑定費用や後見人等報酬を負担することが困難な方に対しては、成年後見制度利用支援事業による町長申立や費用助成を継続し、利用の支援を行います。

(3) 安心して暮らせる生活環境の整備

～誰もが地域の中で安心して暮らすことができる環境づくり～

【現状と課題】

移動が困難な高齢者や、乳幼児や子どものいる家庭、障がい者などが、日頃から日常生活をできる限り困難なく送れるよう、生活環境の整備が求められます。特に、近年では高齢者の自動車事故が多発しており、全国的に運転免許証の自主返納が推進されている中で、自家用車を所持していなくても買い物や病院への通院に不便がない移動手段の工夫が求められています。さらに、バリアフリー化や道路の整備が進む一方で、施設の老朽化に伴う設備の見直しが必要な個所があり、計画的な整備が求められます。

【施策の方向性】

誰もが地域で暮らしやすく、外出しやすい生活環境の整備に向けて、移動支援をはじめ、バリアフリー化やユニバーサルデザインを取り込んだまちづくりを推進します。

【具体的な取り組み】

- 住民・・・ 車いすの人や盲目の人などが安全に道路を歩けるように、通行の妨げや違法駐車、違法駐輪をしないようにしましょう。
地域で暮らす高齢者や障がい者が外出しやすいよう、できる範囲で協力しましょう
- 地域・・・ 地域全体で、誰もが安全・安心して住み続けられるよう、地域で支え合うまちづくりをめざしましょう。
- 行政・・・ 道路、トイレ等のバリアフリー化や色覚バリアフリー化に配慮したパンフレット等の作成に取り組みます。
町営バスの運行やデマンドタクシーの運行により免許をもたない人や高齢者等の生活移動を支えます。
依頼により手話通訳者または要約筆記者を派遣し、聴覚障がい者の意思伝達手段の確保に努めます。
「住民ボランティアによる生活援助」（訪問型サービス B）の新たな立ち上げと活動している団体への支援に努めます。

資 料

用語の説明

《か行》

●権利擁護

自己の権利を表明することが困難な高齢者や障がいのある方などに代わって、援助者が代理としてその権利やニーズを支援し代弁すること。

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者が住み慣れた地域で、社会とのつながりを保ちつつ、自立した生活ができる期間を延ばすための事業

●心のバリアフリー

高齢者、障がい者等が安心して日常生活や社会生活ができるようにするためには、施設整備（ハード面）だけではなく、高齢者、障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、その社会参加に積極的に協力すること。

《さ行》

●住民

本町に住所を有する人。

●住民主体の通いの場

有償・無償のボランティア等により提供される住民主体による要支援者及び継続利用要介護者を中心とした定期的な利用が可能な自主的な通いの場。また、いきいき百歳体操（介護予防の運動）を中心として、運動による健康づくりを目的に、住民が主体となり集落の公民館等に週1回以上集まる場

●「住民ボランティアによる生活援助」（訪問型サービスB）

要支援者等及び継続利用要介護者の居宅において、介護予防を目的として、主に住民ボランティア等（有償・無償）、住民主体の自主活動として行う生活援助等（家事援助、話し相手、外出支援等）の多様な支援を行う。

●障害者差別解消法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の略称で、障がいを理由とする差別を解消するための措置について定めた法律。障がいのある人に対する不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮を義務付けている。平成28年4月施行。

●生活困窮者自立支援法

経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律。平成27年4月施行。

●生活支援コーディネーター

民間企業、社会福祉協議会、地縁組織、老人クラブ、民生委員等生活支援サービスを行う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っていくことを目的に配置された。

●成年後見制度

認知症や障がいなどにより判断能力の十分でない人について、金銭管理や施設入所の際の契約などを本人に代わり行う援助者を選ぶことで、法律的に支援し本人の権利を守る制度。

《た行》

●地域ケア会議

介護予防・生活支援の観点から、介護保険外のサービス提供が必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスの総合調整や地域ケアの総合調整を行うもの。

●地域自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、地域において障害の有無にかかわらず地域において安心して暮らしていけるよう、障害福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。

●地域包括ケアシステム

高齢者が住み慣れた地域で安心してその人らしい自立した生活を継続していくことができるように、介護保険制度のみならず、医療、介護予防、地域の様々な活動など多様な社会資源を効果的に活用して、高齢者を包括的及び継続的に支援するしくみ。

●地域包括支援センター

高齢者の保健医療の向上や福祉の増進を支援する拠点。総合相談窓口。

●地域力

行政をはじめ、住民や自治会、NPO、企業など地域の様々な方々が協力し合いながら、身近な課題を解決したり、地域の価値を高める力。

●町民

本町に居住している人のほか、通勤や通学で来町している人。

《な行》

●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業

●認知症サポーター

認知症に関する正しい知識と理解を持って、地域や職域で認知症の人や家族に対してできる範囲の手助けを行う人

《は行》

●バリアフリー

建設設計において、段差や仕切をなくすなど高齢者や障がい者に配慮する事。

●避難行動要支援者

自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方。

●ボランティアセンター

ボランティアをしたい人、ボランティアを頼みたい人など、ボランティア活動に関する相談・紹介などを行うところ。庄内町社会福祉協議会に設置。

《ま行》

●民生委員・児童委員

住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政をはじめ適切な支援やサービスへの「つなぎ役」の役割を担い、見守りや安否確認などを行う、非常勤の地方公務員の身分を持つボランティア。

《や行》

●ユニバーサルデザイン

年齢や性別、国籍、障がいの有無などに関わらず、誰もが使いやすいようにデザインされた建物、サービス、環境などのこと。

庄内町保健医療福祉推進委員会委員名簿

選 出 区 分	役 職 名	委員氏名
医師会、歯科医師会等 医療関係団体の代表者	酒田地区医師会十全堂医師	菅原 源也
	鶴岡地区歯科医師会歯科医師	齊藤 学
保健所、福祉事務所等 関係行政機関の代表者	庄内総合支庁地域保健福祉課長	相田 健治
地区組織の代表者	庄内町自治会長会代表	遠田 三一
	庄内町民生委員・児童委員協議会 会長	秋庭 道雄
	庄内町老人クラブ連合会副会長	菅原 みつ子
	庄内町企業同友会副会長	庄司 武晴
	庄内町社会福祉協議会会長	奥山 賢一
学 識 経 験 者	東北公益文科大学准教授	鎌田 剛
	元保健福祉課長	水尾 良孝
公募により選任された者	元病院看護師	成澤 かほる
	子育て支援 NPO 法人スタッフ兼 在宅ワーカー	鈴木 愛
健康体力づくり関係団 体の代表者	庄内町食生活改善推進協議会会長	工藤 むつ子
	庄内町総合型スポーツクラブ コメッチ*わくわくクラブマネジャー	高橋 大輔

計画策定の主な経過

年 月 日	内 容
令和 3 年 7 月 20 日	第 1 回保健医療福祉推進委員会
令和 3 年 11 月 25 日	第 2 回保健医療福祉推進委員会 計画諮問・計画審議
令和 4 年 1 月 21 日	第 3 回保健医療福祉推進委員会 計画審議・計画答申 (案)作成
令和 4 年 1 月 28 日	計画答申
令和 4 年 2 月 7 日 ～ 令和 4 年 3 月 7 日	第 3 期地域福祉計画（案）を町ホームページに掲載し、パブリックコメントを実施し、町民の意見を募集

第 3 期

庄内町地域福祉計画

庄内町保健福祉課

T E L 0234-42-0149

F A X 0234-42-0894